

○議長（木下 敏） 日程第3 報告第2号町議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、報告第2号町議会の委任により専決処分の報告について御報告いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の件についてでございますが、令和4年4月14日午後2時頃、相手方所有の小型貨物自動車から町道鳴川56号線を走行中、右前輪でグレーチング蓋を跳ね上げ、車体の側面を損傷したものでございます。

2の事故の原因及び処理ですが、事故の原因は、側溝の老朽化に伴う破損によりグレーチング蓋がずれていたことによるものでございます。事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、示談を交わしております。

なお、事故の原因となった側溝及び蓋については交換、修繕済みとなっております。

3の損害賠償の額ですが、車両の修繕に要する費用の金額は3万7,070円となっており、町が加入する損害賠償保険から支払われております。

4の損害賠償の相手方ですが、住所及び氏名は記載のとおりでございます。

なお、5につきましては、事故発生状況図となっておりますので、御参照いただければと思います。

報告については、以上でございますが、今後もこのような事故がないよう道路等のパトロールや点検、確認に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、報告済みいたします。

日程第4

議案第30号 七飯町課設置条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第30号七飯町課設置条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） それでは、議案第30号七飯町課設置条例の制定について、提案説明申し上げます。

このたび提案します七飯町課設置条例の制定については、総務部、民生部、経済部、教育委員会の部長職を廃止し、部制の組織を課制の組織へ再編する組織機構の見直しを行うこと。部長職の廃止に伴い、複数課にまたがる重要施策への取組を強化し、統括するための統括監及び教育監の職を必要に応じて設置することができる職制を改めに設けるため、七飯町部設置及び事務分掌条例の全部改正により、七飯町課設置条例を制定するものでございます。

別冊の議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町課設置条例の概要を御覧願います。

初めに、1の改正理由でございますが、平成26年10月より、地方自治法第158条第1項の規定に基づく、町長の権限に属する事務を分掌させる組織として部制を導入し、部長職の職制の下、各課の懸案事項等の処理を進めてまいりました。

しかし、近年において団塊世代の定年退職及び中途退職等の増加による職員の減員、それを補充する上での新規採用職員の増員等により、一般職員の低年齢化が進み、令和3年度からは部長が不在となる部が発生するなど、今後においても部長職の定数を確保することが困難な状況が考えられます。

また、今後の七飯町の財政予測において、人口減少による町税収入等の伸び悩みや地方交付税の削減傾向など、将来的に厳しい財政状況を迎える

ものと見込まれております。

このようなことから、スリムで効率的な組織を基本とし、職員数の適正化及び人件費の抑制に対応しながら、複雑多様化し、増大する行政需要に的確に対応する組織機構の見直しを行うため、この条例を提案するものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、1点目の部制の廃止では、アとして、地方自治法第158条第1項の規定に基づく、町長の権限に属する事務を分掌させるための組織である3部を廃止し、14課を置く規定を第1条に規定します。イとして、第1条において設置した課の事務分掌を第2条に規定します。

次に、2点目の業務の均等化と効率化を図るための課の再編等では、アとして、総務財政課を総務係及び人事係で構成する総務課と、財政係及び財産管理係で構成する財政課に再編し、イとして、子育て健康支援課を子育て支援係及び児童相談係で構成する子育て支援課と保健管理係、保健予防係、母子保健係及び新型コロナウイルスワクチン対策を所管する健康推進課に再編いたします。最後に、ウとして、商工観光課を商工労働観光課に名称を変更いたします。

次に、3点目の部長職に代わる職制の設置としまして、給料表7級を提供する職員である部長及び教育次長の職を廃止し、複数課にまたがる重要施策への取組を一層強化するため、給料表7級を適用する職員として、この条例の附則第6項において改正する職員の給与に関する条例において、統括監及び教育監の職制を規定します。

次に、4点目の部の廃止に伴う所属の名称の変更等による関連条例の改正としまして、この条例の附則第2項から第10項までの改正規定により、部を廃止することに伴う課の名称変更等を要する条例改正として、全部で14本の関連条例の一括改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日でございますが、この条例は、令和4年7月1日から施行するものでございます。

以上、ここまでが七飯町課設置条例の概要となります、議案関係資料の2ページからは、現行の七飯町部設置及び事務分掌条例と改めに設ける

七飯町課設置条例の新旧対照表を、5ページから12ページまでは、附則で改正する関係条例の新旧対照表を添付してございますので、御参考としていただければと思います。

なお、このたび提案しておりますこの条例のほか、部制廃止に伴う例規の改正として、90件の例規改正作業を全部局において進めているものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第30号七飯町課設置条例についての提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 何点か確認させてください。

部長を置かないことにしたのは理解できるのですけれども、名称として、総務部、民生部、経済部という名前を残す、総務部の何々課とか、そういう選択肢はなかったのかどうかということで確認します。

それと、総務部、民生部、経済部の名前がなくなってしまうので、今、職員が使っている名刺については即刻、全部変更せざるを得ないのかと思うのですけれども、そういう意味で、看板とか名刺の変更等に併せて、費用負担とか組織変更については、いろいろ細かいところで費用がかかったりするのですけれども、その費用負担はどの程度見積もっているのかということと。

あと、よく分からるのは、統括監と教育監の新しい役職の職務について、今ある概要とか説明だけではちょっとよく分からぬのですけれども、課長の上に統括監というのができるということなのか、課長が統括監を兼ねるのか、そのところも含めて。詳しくは、七飯町行政組織規則で、今まで部に部長を置くと定められていたので、そこでそういう内容を詳しく定めるのかどうかということです。

それと、部長職廃止に伴って、課長職の権限が引き上げられるとか、副町長に認められた権限、部長に認められた権限、課長に認められた権限が

あるのですけれども、その権限については、部長の権限を一部課長のほうに移すとか、その辺の判断とか何かがあるのかどうか、そのところをお願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 何点か質問を受けましたので、答弁漏れがないようにお答えしたいと思いますけれども、まず最初に、部を残す選択はなかったのかということになりますけれども、こちらについては、部制を廃止するための組織機構の見直しでありますので、この部を残す、総務部とかという残し方というものについては、最初から検討の余地はなかったということになります。部制を廃止するものですから、総務部とか民生部という名前はその時点では存在しなくなるということになります。

次に、名刺の変更、看板等の設置などで費用はどのくらいかかるのかということになりますけれども、こちら名刺の変更につきましては、それぞれ職員が持っている名刺につきましては全部、現在、総務部とかと書かれている、部制の制度に置かれている職員については変更となるところもありますが、また、部制が敷かれていない職制、例えば行政委員会等については、その名刺については、部という名前がありませんので、一部については名刺の変更のない職員も出てきております。

次に、看板等の設置になりますけれども、こちらは細かく費用を見積もっているわけではございませんけれども、まず、それぞれのフロアにおいて、課名を表示している看板は、これには総務部とか経済部というような看板の表示はありませんので、こちらについては、これから増える課の名前が新たに加わるという形で、これは既存の予算で対応できるのかと思っておりますけれども、細かくは、申し訳ありませんけれども、積算はしておりません。

次に、統括監、教育監の職務についてでございますけれども、こちらは、議員がおっしゃるとおり、職制については、その職務の内容は行政組織規則で定めることになりますけれども、こちらは、必要に応じて置く職なものですから、そのような明記、複数課にまたがる、調整する必要、重

要な施策において統括する必要がある場合について統括監を置くことができる。その職務の内容につきましては、町長がこれを決定する。ですので、特定な事務が発生したときに、町長からこういうような事務を執り行うという内容に基づいて、その職務が決定されるというものになります。

また、部長職が廃止されたことによって、課長とかの権限が引き上げられるのかということになりますけれども、こちらは、事務決済規定、専決規定がございます。この中で、どのような書類については、課長、部長、その上の副町長、町長というふうに、それぞれ専決事項が設けられておりますけれども、当然部長職がなくなることによって、課長の一部の権限については拡大しますし、副町長の権限というか、事務内容が下りてくるという内容になります。この中間で、どの時点まで課長の権限を上げるか、もしくは副町長の権限をどこまで下げるのかというのは、これからの中間調整によって事務決済規定が改正されるような内容になっております。

いずれにしましても、こちらにつきましては、先ほど申し上げた改正日のとおり、令和4年7月1日から部制を廃止して課制に戻すという内容と、それに代わる職制として、必要な場合があれば、統括監または教育監の、今までの部長に代わる職制ということになりますけれども、最初から設置しなければならないという規定から、必要に応じて設置することができるという規定に改めるものでございますので、その点、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 費用については、特段見積もっていないということのようなのですけれども、こういうふうに決めたのでしょうかないということであります。

統括監と教育監についてもう少しお聞きしますけれども、先ほどの一般質問に出てきた、例えばカーボンニュートラルとか、そういう特別なテーマが出てきたときに、特命係みたいな、特命ということで、町長がこの仕事をやってくれとい

うことで任命して、統括監ということが任命されると。基本的には、それは課長よりも上の業務というか、そういうようなことをやりそうなので、課長の方が、そのことに別に任命するような運用としてのイメージなのか、そのところをもう少し、反対しているわけではなくて、イメージが湧かないで、課長が兼務することはないわけですね。総務課長が統括監を、兼任とかとか、副長が兼統括監とか、そういうことはないわけですね。そのところの運用。

あと、何人置けるとか、上限とか、その辺の規定とかなんか、必要に応じて置くことができるというのがあるのですけれども、その縛りとか考え方とか、既に今置こうとしている、そういうテーマみたいなものがあるのかどうか含めて、お答えいただければと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。
○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） それでは、質問にお答えしたいと思いますけれども、質問の内容とそれでいるかもしれませんけれども、統括監の運用については、先ほど副町長からも申し上げましたけれども、先ほどのゼロカーボンとかで、ゼロカーボンを進めるに当たるには、一つの例ですけれども、環境生活課もあり、例えば政策推進課もあり、また、森林部門では農林水産課も加わってくる。これからハード、インフラ的なものの整備があれば財政も加わるというようにも、今まで経済部と民生部、さらに総務部という部が3人いる中での話し合いが行われるところを一つの統括監で、課の一つ一つの特定の事務を吸い上げて、それを調整もしくは統括するために置けるようなイメージとして考えていただければいいと思います。

名前は統括監、もしくは総合調整監でもよろしいのですけれども、特定の事務について、複数の課にまたがる特定の事務について、誰かがそこで、課長同士の同列の職種ではなくて、一歩立場が上の形で束ねる職種が必要ということで、このたびの部長に代わる職制。

これまでの部というのは、配下の課というのは、例えば総務であれば管理系の色とか、民生部であれば福祉系の色とか、そういうものの配下で

動いていたものですから、これは、先ほど言ったようなゼロカーボンのように多分野にわたるものであれば、部をまたがることになりますので、それを統括するための監という内容と、もしくはいろいろな例があると思いますけれども、子育て分野に置いては、子育て支援と教育が一緒に考えていく場合については、そういう統括監の置き方もあるかと思いますし、いろいろな内容では、そのものを設けることは可能かと思います。

これは、何人定めるのかというのは、これはあくまで定数ではございませんので、特定の事務が発生したときに町長が任命して、特定の事務を行うための職務の内容を決定して、それを進める。今までの既存の課においては、いろいろな業務がありますので、課長の段階では、その業務をやりながら特定の分をどこかで束ねるための統括監というイメージで考えていただければと思います。

兼務ということは、これは、統括監が置かれたことであれば、統括監としての仕事、もしくは課長が不足する場合は、課長との兼務もあり得ると思いますけれども、基本的には統括監という職制で、複数の課を束ねるということになりますので、基本的には1人なのかなと。もしくは関連するところでの兼務はあり得ても、複数課にまたがる場合には、それをメインに進める課の課長と統括監が兼務となって、主と従となる、従う方の課長に対して統括するというイメージの場合は兼務もあり得るかと思いますけれども、基本的には統括監は1人という形で、必要に応じて兼務があるかもしれませんけれども、そのようなイメージで考えているところであります。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まだよく分からないのですけれども、そうすると、あるテーマを与えられて、そのテーマが終わったら統括監は終わるという、統括監を解除するということになるわけですか。統括監になればずっと、部長と同じように続くというようなことなのですか。テーマを与えられて、そのテーマが終われば統括監の職も解除されるということで運用を考えているということでよろしいわけですか。

○議長（木下 敏） 答弁に入る前に、暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第30号七飯町課設置条例の制定についての質疑を続けます。

若山雅行議員に対する答弁より入ります。

町長。

○町長（杉原 太） 御質問のございました統括監、それから教育監、仮称の名前ですけれども、ここにつきましては、特に定数というのは設けてございませんけれども、今考えているのは、町長部局で1名、教育部局で1名という形で、責任を持って各課をまとめていただくような業務というか、管理職で課長の上ということで御理解いただきたいと思います。

そして、そういう意味では、部長職に代わるような位置づけでございますので、知識と経験を有した方が想定されるということで、特定の業務が終わったらなくなるのかという部分に関しましては、ある程度課題のあるような業務なんかでも、3年、5年、7年というふうに落ち着いて仕事をしてもらわなければならないという部分でいきますと、相当年齢も、それなりの経験をお持ちの方なので、退職も含めれば、大体職務を全うしていただけるような立場になるのではないかと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今の町長の説明ですと、外部からも人が入ってくるという想定をされるということになると思うのです。それに絞ってしまうのか、あるいは、例えば今までやってきましたけれども、副町長、教育長が部長職を兼ねるという、できるかできないか分かりませんけれども、そういうことも出てくるのですか。

お聞きしたいのは、その職に就いたときに、そ

の方の報酬というのはどういう計算をする、想定されているのですか、そこをお聞きしたいのです。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 質問についてお答えいたしますけれども、統括監、教育監につきましては、職員の中からということで、今、提案説明の中にもありますけれども、給料表が課長職までですと6級なのですから、7級を適用できる職員がということで、内部から昇格することになります。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 外部でなくて内部の職員、6級以下の職員が7級で働くのですね。それで、町長の説明では、何年も働く可能性があると。人数だけは1人、1人くらいということですから。何年か働いて、下がるということはないということですね。例えば教育監になって5年働いている間は7級の計算をするわけですね。それで仕事が終わったら、それで退職という、そういう押さえではないですか。

○議長（木下 敏） 総務財政課財政担当課長。

○総務財政課財政担当課長（青山栄久雄） 平松議員がおっしゃるとおり、そのイメージでよろしいかと思いますけれども、5年、7年と言いますけれども、今までの部長があつたところに、今度はそれに代わる職員として統括監ですので、職員がその後に統括するような事務が発生した場合につきましては、その統括監になるという内容でございますので、その点、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかございませんか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） どうもびりっと理解できないのですけれども、まず、外部でない。そして内部から上げますということですよね。上げないのですか。課長職の上ですよね。昇格するのではないですか。これは7月1日からですか。必要に応じて、例えば11月とか12月だとですか。今の予定ですと、昇格期日は分からなけれども、

統括監が1名、教育のほうで1名、2名を考えていますと。そして内部から上げますですよね。内部から上げた場合は、課長職が6等級ですから、7等級。部長職は7等級でしたね。ですからそこにランクする。

先ほどの説明であれば、まず、5年、7年働く、それはそれでいいでしょうけれども、ただ、一旦そういう職に就いたら下げることはできないですよ、普通。それは皆さんよく御存じのはずなのです。ですから定年退職まではしっかりとその職で働いてもらうということですね。ですから、そういう職務がなくなった場合は、そのまま統括監でいなければ駄目ですよね。

どうも私としては、体制があやふやというか、きっちりしていないような気がするのです。ですから最初に、そういうものをつくるのであればつくって、しっかりとサポートしてもらうということは分かるのですけれども、今度、部長制をやめて課長職にするということは、人材がいないからということなのですよ。私からすればちょっと、なかなか納得できないような。そしてテーマに応じてそういう者を置くという。非常に、正直に言って安易な考え方ではないのか。

やはり公務員の給与の在り方としては、皆さん御存じのとおり、しっかりとしたものがあるからこそ公務員として働くのであって、その場その場で出来高払いではないのですから、そこら辺をしっかりと考えた中で、やはりそういう役職をしっかりとつくっていくというのが私は筋ではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方をもう一度整理して説明していただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしてまいりたいと思います。

統括監と教育監の在り方といいましょうか、そのような考え方になろうかと思ってございます。

まず一つについては、先ほど、すぐ4月に置くのか、いつ置くのかという部分については、そういうものについては、今の段階ではございません。これがある程度の案件が出てきて、長期的な事業というものが出てきた、先ほど例としてゼロカーボンの話をさせていただきましたが、そ

いう長期的なものが出て、複数の課に大きくまたがるようなときについて、それをある程度推進役、まとめる役ということで統括監なり教育監という役職を設けていきたいということでございます。人数については1人という形の中で、職員の中から出していきたいという考え方をしてございます。

それで、終わったらどうなるのかということもございますけれども、実際問題、ある程度スパンとして、1年で終わるものに統括監、2年で終わるもの、短期的なものに統括監を置く考えはございません。ある程度年数のかかるもの、長期的なシェアのあるものについての調整役という考え方をしています。ある程度の年齢的なものについては、定年退職に近い方といいましょうか、経験、実務が優れた方というような形になってきますので、ある程度まとめ役となると、一定の年齢に達していかなければなかなかまとめ役にならないというものもございますので、その辺については、そのような形の中で、長期的な事業に合わせながら進めて、任命していきたいという考え方であります。そのあたりは弊害は余りないのではないかと考えてございます。ある程度の年齢になっていないとまとめ役にならないという理解をしていただきたいと思ってございます。

そのような観点から、統括監、教育監という形のものを設置といいましょうか、部署を従えていただきたい。そのまま6級、7級の給料の中で、そのまま定年退職をしていただくという形を取つてまいりたいと思ってございます。

ちなみに、こういう制度を参考までに調べたこともございまして、全国では結構やられているところもありますし、名称はいろいろ違うのですが、うちのほうは統括監だとか教育監という名称ですが、ほかの町では調整監だとか理事という言葉もあるのです。また、総合調整監とか、いろいろな名称。それぞれの自治体の実情に合ったような形の中で、スピード感というのでしょうか、そういうものがありながら、政策だとかを進めるために必要に応じて設置しているという部分がありますので、それを機能的に図ってまいりたいという考え方をしておりますので、その点について

は、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思ってございます。

今までやったことのない新しい制度ですが、それが機能できるような形の中で進めてまいりたいと思いますので、努力してまいりますので、よろしく御理解のほどお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、最後に確認しておきたいのですけれども、その2名のなられた方が不利益にならないような、やはりきっちとした体制づくりというものをやっていただけると信じますけれども、その点について答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 何分初めての制度でございまして、この運用に関しまして、しっかりと責任を持って進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第30号七飯町課設置条例の制定についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第31号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第31号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改

正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（中村雄司） それでは、議案第31号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の13ページ、資料3の七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例ですが、1の改正理由として、町長は、選挙時から給料月額の20%減額を公約にしており、また、期末手当支給率については、当町以外の管内市町が一般職の期末手当及び勤勉手当の総支給率と同様の支給率に毎年改定を行っている状況となっております。

令和4年5月20日に開催された七飯町特別職報酬審議会において、町長、副町長及び教育長の給料月額についてを減額とし、期末手当支給率については、一般職の期末手当及び勤勉手当の総支給率と同様の支給率に改めることが適当である旨の答申があったことから、このたび一部改正条例の提案を行うものであります。

次に、2の改正内容でございますが、（1）第2条第4項の期末手当支給率として、6月に支給する場合においては1.90月、12月に支給する場合においては「1.95月」をそれぞれ「2.15月」とし、合計「3.85月」を「4.30月」に改めます。

（2）別表第1の給料月額として、町長「92万円」を「73万6,000円」に、副町長「74万円」を「64万円」に、教育長「64万5,000円」を「60万6,000円」に、それぞれ改める内容でございます。

最後に、3の施行期日ですが、この条例は、令和4年7月1日から施行するものであります。

以上、一部改正条例の概要となります。この条例改正の新旧対照表につきましては、裏面の資料4のとおり、添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第31号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 3点ほど確認させてください。議員協議会である程度説明を受けているので、そのほかにということで確認させてもらいます。

一つ目としては、特別職の給料減額に関する法令上等の制限は何かあるのかどうか、こういう法律で何%以下にはできないとか、何かそういう法令はあるのかどうかということ。

2点目として、今回の特別職の給与月額減額及び期末手当支給率の見直しは、4年後の次期町長選挙前には元に戻すという、そういう考え方で運用されるのかどうか。

3点目としては、町長公約で20%の減額ですけれども、副町長、教育長の減額率を見ると、それぞれらつきがありますけれども、この減額金額の根拠というのですか、合理的な理由が何かあるかどうか、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村雄司） 3点御質問いただきました。

まず、1点目の法令等の制限でございますが、特段給与に直接したものとしての制限はございませんが、例えば選挙の、政治家でございますので、例えばこれを極端にゼロ円にするといった場合は、寄附行為に当たるということで、そういう部分では制限は発生しますが、基本的には、給料の減額については制限がないということで、御理解いただきたいと思います。

2点目、4年後の選挙時に金額をまた一度戻すのかというお尋ねでございますが、今回、この条例改正については、本則において改正するという内容でございます。4年後のスタートにつきましても、現段階では、改正後の金額において進めてまいりたいと思ってございます。

続いて、3点目の副町長、教育長の減額率の状況でございますが、こちら、今回減額率を検討し

た際に、他の自治体の状況も参考とさせていただきました。それをもって、今回こういった減額率を設定したというところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そうすると、2点目の質問の、前の町長のときには、元に戻すということで、改正前の金額をそのまま使うということで、次の町長の判断に任せるというような運用の仕方だったのですけれども、4年後もこのままでずっと行くということは、七飯町の町長の給料はずつとこれで行くということを、今回ここで認定してくれという改正の提案でいいのかどうか、もう一度確認です。

それと、副町長、教育長の減額率、ほかを参考にというのですけれども、20%なのかと思って計算してみたら違うので、何でこの金額なのかなというところを説明にはなっていないのかなという、減額してはほかの自治体でこのぐらいの金額だということなのでしょうか。こういう理由から何%とか、町長の減額率の半分にしたとか、細かいあれが、何点何%とかになってしまふみたいなのですけれども、その考え方方が、どういう理由かという。町長は20%で、公約なので、これはすっきりしているのですけれども、期末手当については触れませんけれども、その根拠をもう少し教えてください。減額なのですけれども、減らすからいいというものではなくて、こういう理由でこういう金額なのだというところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村雄司） 4年後の部分でございますが、今回、本則で規定したというところでございますので、現段階では、4年後の状況も今のところで申し上げますと、改定後の金額によって進む内容であろうかというふうに予定しているところでございます。

ただ、職員の給料もそうですけれども、物価の上昇だとか、逆に下がっただとか、そういう部分での変動要因はあろうかと思いますが、現段階で

言えることとしては、今回の改正内容によって、4年後も給料水準が定まるということで御理解いただきたいと思います。

続いて、副町長と教育長の減額の関係でございますが、今回、やはり七飯町として、渡島管内では町民の人口なども多いところがございまして、よその自治体よりも極端に下がっては問題があるというようなこともあります。そういういた部分も考慮しながら金額を設定させていただいたというところでございます。結果として何%減額というふうになりましたが、この金額をもって定めたというところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません。何度も同じような質問になってしまふかも知れないのでけれども、ということは、今の町長の任期中だけ、本来あるべき基準よりも下げて、減額して対応するという特例ではなくて、町長の給料はこのベースずっと走るのですという、もちろん状況の変化によって上がったり下がったりいろいろあり得ると思います。もちろん条例ですから、議会に諮ってするのですけれども、僕はてっきり今の期間だけ、自分の任期のときだけ下げさせてもらいますということだったのかなと思ったのですけれども、そのところはもう一度確認、同じ答弁なら同じ答弁で構いませんので。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村雄司） 大変申し訳ありません。同じ答弁になってしまいますけれども、この金額をもって、まず4年間は進めるというところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、先ほどの答弁の中で、一部答弁漏れといいますか、説明不足だったところがございますが、副町長と教育長の削減でございますが、まず、副町長については13.5%の削減、そして教育長につきましては6%の削減ということで、渡島管内の状況、バランスを見ながら設定させていただいたというところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、改正案に反対の立場から意見を述べます。

選挙で公約したこととはいえ、条例で定められた給料や期末手当は、本来きちんと支給されるべきではないかと考えます。初めからエクスキー^ズするようですつきりしません。町長の気持ちは分からぬでもあります。そこまで財政は逼迫していないと考えています。ほかのところでしっかりと行財政改革による経費節減や歳入が増額となる政策を推進してほしいと思います。

以上により、改正案に反対いたします。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第31号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会
いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時09分 延会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

令和 4 年 10 月 24 日

議長 **木下 敏**

議員 **神崎 和枝**

議員 **平松俊一**